



制するの效果を得ば更に妙。



奥丹後の地震ふ、震度關東大震以上と報ぜられ、其の災禍又激甚、殊にとき極寒に屬し、更に襲ふに降雪と出水とを以てす、慘又慘、曾て體驗した大震火災を想起し、罹災者に對して同情の涙禁する不能、現在の科學を以てしては地震の襲來を豫知するを得ずとせば、内外兩側の地震帶上に位する我國は、此忌むべき自然力に對抗し、之を克服するだけの覺悟が肝要、併し熱さ喉元を通れば、すぐに正當な復興計劃にすら反對するやうでは前途寒心に不堪。

同胞は曾て受けた災禍と將來再びこ



我が政府齋藤總督を派遣す、適任なりや否は別問題とするも、英米兩國は我が誠意のある所を知るが可い、口に平和を稱へ、シンガポールに築壘し、海軍補充を計劃するものと霄壤の差夫れ幾何なるか、會議に舊式外交手段を弄する位なら佛伊のやうに斷然參加を排斥するが可い、賛加した上は會議を進ませしめて満足な成果を得るが肝要、之に依つて地中海方面小國の暗闘を抑

米大統領の提議した軍縮會議、豫想の通り三國會議に變化した、併し夫れでも結構、誤つた思想の下に謂れ無き恐怖に基いて、巨額の國帑を消費する軍備、是れ程無用のものは無い、假令三國でも武力侵略の邪心放棄に近寄りむとするのは、世界和平の爲に喜ぶべきこと。

の災禍を受くることあるべきに鑑み、  
奥丹後數萬の同胞を救ふべき義務があ  
る、政府は之が救護と復興に就て關東  
の夫れと同一の方策を採れ、國民平等  
の原則上當然事、若し夫れ特殊扱をす  
るあらば、吾人は起つて其の非を叫  
びむ。

災禍に依つて慈母を失つた代議士吉  
村伊助君、罹災地免租案委員長として  
下院に奮闘す、奉公的の誠意、今の議  
員に匹儔を見出すことが出来ない、殿  
り合を業とする代議士に此誠意を配け  
てやり度い。

支那人に依つて行はれつゝある大支  
那の革命、善隣の誼ある我れ其の行爲

を是認し、支那改革の爲に其の成效を  
祈り、理解ある同情者として最大の援  
助を惜まなかつた、彼れ亦之に應じ  
て、外國人生命財産の保護を内外に公  
約し、從來の支那革命に不似合な新ら  
しい革命手段として賞揚したに不拘、

遂に南京事件を惹起するに至つた、暴  
行略奪殺人凌辱等々と、昔の支那に逆  
轉した言語道斷の野蠻行爲、革命成效  
の爲に惜みても尙餘りあること。

蠻行の動機が、共產黨の反蔣介石熱  
の爲であろうと、又計劃的なりしと偶  
發的なりしとを問はず、南京を陥落せ  
しめむとした國民政府乃至兩軍の責に  
歸すべきこと、此責任の解除は、蠻行  
者の嚴罰、損害の賠償、秩序回復の三  
者に依つて決算さる、責任の負擔を聲

明した蔣介石の克く爲し得る所なるや  
頗る疑問、若し之を爲し能はずとせ  
ば、卿等の革命は世界の同情から孤立  
し支那が如何に新らしがつても、吾人  
は依然として昔の對支那觀念を固執せ  
ざるを得ない。

這般英國が採つた行動も亦強ち咎む  
べきことゝは爲らない、各國は對支策  
を變更するや必定。

昭和の新政を議すべく任務附けられ  
た、第五十二回帝國議會終る、虚偽に  
内閣不信任案を提出したことに始ま  
り、三黨首の會合に依り議員の行動阻  
止され、院内軟風駘蕩隨氣滿々の後、  
突如颶風の暴行沙汰を終焉として會期

べし。

が過ぎた、之を三黨首に言はしむれば時局の安定と言ふ、如何に政治道義が墮したとは言へ、少しは事の正邪を考へるが可い。

議會の成績、聴くだけ野暮、現内閣の重要政策と言つた宗教法案、出版物法案、勞働組合法案何れも不成立、漸つとのことで震災手形法案が通過した

位、重要政策が成立しやうとしまいと政府と其の與黨は吾不關焉、在野黨は從來聲明した政策に反する豫算でも鷓呑み、是れが制限選舉制に依る現議會制度の常態、多數國民の意思とは無關係、諸法案の不成立は國民の幸福と言ふべきか、かく迄して此議會の無事を期したのは、一年の壽命を得て來るべき五十三議會を迎へ度い野望、唾棄す



首相の所謂深甚の考慮、遂に謎が解けた、曰く憲本聯盟、是に依つて近くあるべく豫想さるゝ政變に備へ、憲本聯合内閣を組織して政友會を排せむとする策略。

排政友會策、之も強ち咎むべきで無いにしても、憲政會が内閣維持の不可を悟りつゝ、尙其の一部に嚙り附かむとする野心、假令本黨の強要に依りしとするも、公黨としての面目はゼロ。

女郎のやうな政友本黨に、主義節操を強ふることの間違つてゐるのは、天下一何人も疑はざるところ、之を不問にしても、小黨分立の弊に乘じ、比較的

多數を擁して勢力拮抗する政憲兩黨の間に介在し、聯盟など言ふ變則に依つて、政權獲得に漁夫の利を占めむとすること、議會制度の根本義を破壊するもの、斷じて許すべからず。

聯盟成立の實情と、此期議會の憲本關係から觀ると、本黨は政府與黨の延長、唯だ黨名が異ふだけのこと、從て憲政會の八方塞がりには畢竟本黨の行詰り、夫れに憲政會内閣の倒れた後を繼承することは正道で無い、國民は議會政治の反正道行爲を黙過しない、必ずや之を打破するのが普選制の國家民人の責。

不幸此陰謀が實現されても、兩黨間政策の協定無い限り、從來からの感情一掃されない限り、曩年の政憲聯合内

閣と同様一時的の現象、終りは喧嘩分に決つてゐる、臨時政權獲得組合の稱ある所以、普選に直面して醜い政權取得運動、薪を抱へて火に入るの類。

政治の常道、憲本聯立内閣組織を許さずとせば、政權は残る所の政友會に移るのが當然、併しながら之も亦實質的價値の持合せが無い、實は聯盟などの變態政治を論議せしむるに至つたのも、卿等が政權慾の爲に迷つて、三黨首申合せの邪道に陥り、憲本に一杯かけられたるに因る、今更聯盟を臨時政權獲得組合なんて惡罵攻撃する資格は無い、矢張り組合員で脱退の決議を突き附けられた醜態。

後繼内閣の組織を望むなら、黄金と權力を亂用して國民を馬鹿にした舊

時評

惡を天下に謝罪し、狂犬的暴動を慎んで、眞に至誠を國民に徹底せしめ、國民の信頼を厚ふするに努むること、夫れが政友會更生の途、黨則を改正して總裁や幹部を公選する位では、罪業は消滅しない、夫等幹部の持する舊思想を反省せしむる爲に、三黨首申合せの如き獨裁制度を禁止するに在り、陣笠共思を茲に致して論議するが可い。

既成政黨の採り來つた徑路と、今探りつゝあるそれを觀るとき、是等何れのものにも政權を渡し度くない、早く普選を實行して是等政黨を壊滅せしめ、新有權者の新しい意見を、政治に反映せしめ度いのが吾人の切望。

▽ △

聯盟具體化の爲に按出したのが政務調査會、兩黨員、膝を交へて政治を私議する會合。

若槻總裁、兩黨の政見其の根本に於て一致するを述べ、虚心坦懐、一に民人の利福を基礎とした共同政策を確立し、政局の安定を期するの急務を説き、聯盟に依つて衆議院の絶對多數を得たことを喜ぶ、床次總裁、聯盟が時局安定の自然の趨勢なるを述べ、政府原案を鵜呑みにする咽喉の無かつたことを辯明し、袴を附けずに重大な時局に善處したいと言ふ。

言論は自由、勝手なことを言ひ得るとしても、言ふ所辻褃が合はなければ公人の言論としてはゼロ、兩黨の政見根本に於て一致するなら、野合的聯盟

を廢して男らしく合併するのが當然、之を言つて爲し得ない所に、政見不一致プラス感情の悩みがある、兩總裁の私心は其の言の通りかも知らぬ、併し黨員を統御する公人、私心を言ふも駄目。

聯盟に依つて衆議院に於ける絶對多數を喜んでも、不合理な多數には國民は信賴しない、暴行を以て言論を抑制した政友會の行動は非行であつても、多數横暴は社會を攪亂する因、眞に時局安定を希望するなら政務調査會を廢止するに不如。

政府原案鵜呑不可能の辯、若槻總裁の根本政見一致を裏切つてゐる、國民に公約した主義政見を、公開して論議するを差控へ、絆を脱いて私語するの

は待合政治、碌なものが確立されやう筈が無い、昭和の時代に、普選を前にして待合式調査會、國民生活とは懸け離れた無用の長物、廢止するに不如。

▽ △

歴代内閣の互壞事情からすると、調査會の亂設さるゝのは、政治の行き詰りを表兆するものと決つてゐる、現内閣成立當時の好景氣時代には、多くの調査會を廢止した、今は之に反して次から次へ調査會の亂設、曰く臺銀整理調査會、曰く宗教法案再調査會と、現内閣の互壞も遠きに非ず。

調査會なら遞信省に電氣事業調査會を設置すと、企業散在の電氣を有利に使用せむとする策略の研究、固より結

構、併しながら私益に専らな電氣事業者を集めての會合ならば、設置せざるを賢とす。

▽ △

生れそうで生れなかつた、地方廳土木部長の任命、愈内務省土木局長の意見通りに確定した、從來の土木課が部に昇格した、けのこと、併しながら課長が部長に爲つたことに感奮して、其の職責に一層忠實ならば、此制度も土木行政の爲に喜ぶべき事象、觀方に依つては事務の簡捷とも爲る、兎に角地方技師連が多年希望したことが、實現されたことを祝福す。

土木行政は技術ばかりで治らない、法律學者や經濟學者でも解決すること

の出来ない難問題が、普通の行政よりは夥多である、之が解決を誤らば、土木部長無用論が起つて来る、甘くやるとやらないとは、卿等が主張してゐる勅任官問題にも影響する。後進の爲に奮闘努力せよ、土木部長。

まだ言ひ忘れたことがある、技術官の事務官化だ、技術の精華を運用すべきに、地方政黨に媚び長官の言ふ儘に爲つて、技術官の本性を忘れないこと、特に之を言ふ所以は、近時の所謂技術官が社會慣れたことは可いが、夫れに墮する者が多いからである。

地方議會のある毎に問題と爲る府縣道路線の認定、今年も亦随分多いら

特 評

しい、内務省では常に嚴選してゐる、元來道路の實質的改良を忘れて路線ばかりを認定せむとする地方官の方針が判らない、否な路政に關する方策を持してゐるか否を疑ふ、疑はれるのも無理は無い、地方官には政治屋の御機嫌を探らなければならぬ一つの惱があるから。

地方長官の多くは地方分權を主張して、地方のことは地方長官に任せと言ふ、併しながら若し其の主張を容れたときは、路政は政黨の玩弄物と爲つて、政友會の爲に認定した道路は、憲政會の爲に廢止され、憲政會の爲に認定したものは政友會の爲に廢止さるゝと言ふ調子で交通政策——道路網は壊滅することゝ爲る、これ路線認定を地方長

官の自由認定に任すことの出来ない所以。

或者は多數の府縣道を認定することは、上級道路を比較的財政の豊富な、府縣費を以て支辨することゝ爲るから、強ち咎むべきことで無く、内務省が之に干渉するのは間違であると言ふ、併しながら全部の道路を府縣道とするのならば格別、然らずして町村道の制存する以上は、道路の効用に鑑みて府縣市町村費負擔の區別を必要とし、之を區別するのに叙上の弊ありとせば、之を監督するの必要があるので、吾人此説を採らず、希くは内務當局の力に依つて完全な路政の執行を望むや切。